

変更届出書と添付書類について（居宅介護支援事業）

【届出について】

①管理者や介護支援専門員に異動があったとき、事業所が移転したときなどは、「変更届出書」を新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合理事長に提出してください。

②届出の期限は変更日から10日以内（介護保険法82条）となっていますが、できる限り事前に届け出てください。

【変更届に必要な書類】

- ①変更届出書（様式第2号）
- ②添付書類（変更の内容がわかる書類）

≪添付書類例≫

変更項目	添付書類
1 事業所の名称	付表10
2 事業所の所在地	付表10、平面図、写真、賃貸契約の場合は契約書の写し
3 代表者の氏名等	定款、登記簿謄本
4 事業所の管理者の氏名等	付表10、管理者経歴書、誓約書
5 運営規程※	付表10、運営規程（新旧）
6 介護支援専門員の氏名、登録番号	介護支援専門員異動報告書、介護支援専門員証の写し（新たに就業した者）、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

※1事業所の名称、2事業所の所在地、4管理者、6介護支援専門員の変更に伴い運営規程を変更した場合にも、運営規程の変更の届出が必要です。

（提出先） 〒938-0036 黒部市北新199番地

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 総務課 給付係

TEL 0765-57-3303 FAX 0765-57-3305